

## 第72回“社会を明るくする運動”宮古地区作文コンテスト

### 宮古地区推進委員会実施要綱

#### 1 名称

宮古地区“社会を明るくする運動”作文コンテスト

#### 2 趣旨

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。この運動は昭和26年に始まり、今回で72回を迎えます。

本作文コンテストは、次代を担う全国の小・中学生の皆さんに、日常の家庭生活、学校生活の中で、体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪や非行などに関して考えたこと、感じたことを作文に書くことを通じて、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的としています。

なお、本作文コンテストは、第43回“社会を明るくする運動”（平成5年）から始まり、本年度で30回目となります。

#### 3 主催

第72回“社会を明るくする運動”宮古地区推進委員会（以下、「地区推進委員会」という。）

#### 4 募集規定

(1) 対象 宮古地区内の小学校、中学校に在学する生徒

(2) “社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえ、日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行（飲酒や深夜はいかいなど）のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて、考えたこと、感じたことを題材としたものとします。“社会を明るくする運動”に関連する内容であれば、特にテーマは問いません。

例えば、「犯罪や非行のない明るい社会を築くため」など。

(3) 原稿の枚数は、400字詰め原稿用紙3～5枚程度（1,000字以上）。縦書の指定された原稿用紙（第72回“社会を明るくする運動”沖縄県作文コンテスト）に**2B以上の濃い鉛筆**で筆記すること。

(4) 応募作品は、自作・未発表のものに限る。

応募に当たっては、題名、学校名、学年、氏名（ふりがな）を明記すること。

## 5 作品の推薦方法

各小中学校は、応募作品を取りまとめて令和4年9月2日(金)までに地区推進委員会(事務局:〒906-0013 宮古島市平良字下里1016 那覇保護観察所宮古島駐在官事務所内)に推薦する。

## 6 地区推進委員会の表彰等

各小中学校から推薦があった作品に対して審査を行い表彰する。

### (1) 審査員(5名程度)

ア 主催者・後援団体関係者及び学識経験者の中から主催者において委嘱する。

イ 審査基準は別に定める。

### (2) 表彰(小学生・中学生の部とも)

ア 種別

最優秀賞(表彰状及び副賞) 1名

優秀賞(表彰状及び副賞) 2名

入選(表彰状及び副賞) 3名

参加賞 参加者全員

イ 表彰の方法

・入賞者については、地区推進委員会において受賞者の通学する学校を通じて通知する。

・表彰式は、令和4年9月26日(月)に行う。

## 7 県推進委員会への推薦

地区推進委員会の小学校の部、中学校の部の最優秀・優秀作品3点を、“社会を明るくする運動”県推進委員会に推薦する。

## 8 その他

(1) 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとする。

(2) 応募作品は返還しない。

(3) “社会を明るくする運動”県推進委員会で入選した場合は、令和4年度更生保護大会(令和4年12月6日(火)場所:那覇文化芸術劇場 なのはと)において表彰される予定。(旅費は県推進委員会が負担)